

個別規程 IIJ スマートメーターB ルート活用サービス

平成 29 年 4 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(品目)

IIJ スマートメーターB ルート活用サービスには、次の品目以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
ゲートウェイ:タイプ W	ゲートウェイ:タイプ W 対応機器として当社が指定する機器を利用するもの
ゲートウェイ:タイプ M	ゲートウェイ:タイプ M 対応機器として当社が指定する機器を利用するもの

備考

(1)「ゲートウェイ:タイプ W 対応機器」及び「ゲートウェイ:タイプ M 対応機器」を併せて、以下「IIJ スマートメーターB ルート活用サービス対応機器」といいます。

第 2 条(最低利用期間)

IIJ スマートメーターB ルート活用サービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ スマートメーターB ルート活用サービス契約」といいます。)における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第 3 条(IP アドレスの特定)

IIJ スマートメーターB ルート活用サービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスとします。

2 契約者が IIJ スマートメーターB ルート活用サービス契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ スマートメーターB ルート活用サービスを利用することはできません。

第4条(利用資格)

IIJ スマートメーターB ルート活用サービスは、契約者名義が、当社が定める範囲の法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)である場合に限り利用することができます。

第5条(利用条件)

契約者は、第三者に販売する目的又は自ら利用する目的で IIJ スマートメーターB ルート活用サービスを利用することができます。

2 契約者は、IIJ スマートメーターB ルート活用サービスを第三者に利用させる場合においては、契約者と当該第三者との間の契約を締結することにより行うものとします。

3 契約者は、前項の契約において、当社が定める契約約款等に抵触し、又は逸脱する規定を置かないものとします。

4 第2項の契約に関し、第三者から苦情及び問い合わせ等がある場合は、契約者の責任において受付、対応、及び解決をするものとします。

5 IIJ スマートメーターB ルート活用サービスを利用するには、以下に掲げる全ての次項を満たす必要があります。

- (1) 利用者宅に一般電気事業者が提供するスマートメーターが設置されていること
- (2) 前号に掲げるスマートメーターの B ルートが利用可能な状態にあること
- (3) 第1号に掲げるスマートメーターが Wi-SUN 通信可能な状態にあること
- (4) 利用者宅にインターネットへの接続環境があること
- (5) IIJ スマートメーターB ルート活用サービス対応機器を当社が定める方法により調達すること
- (6) 前5号に定める事項のほか、当社が指定する事項

6 契約者又は利用者は、IIJ スマートメーターB ルート活用サービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) IIJ スマートメーターB ルート活用サービス対応機器を設置、稼働することができる電源及び場所の確保(設置、稼働することができる場所は、原則として屋内とします。屋外に設置を希望する場合にあっては、当社と契約者で協議の上、設置場所等を定めるものとします。)
- (2) IIJ スマートメーターB ルート活用サービス対応機器について、結線その他の物理的な設置作業
- (3) 前2号の他当社が個別に指定するもの

第 6 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ スマートメーターB ルート活用サービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

第 7 条(料金)

契約者が、IIJ スマートメーターB ルート活用サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用及び月額費用の支払義務は課金開始日に発生するものとします。

2 IIJ スマートメーターB ルート活用サービスの課金開始日は、B ルートからのデータを取得開始した日の翌月初日となります。ただし、B ルートからのデータが取得開始されていない場合であっても、IIJ スマートメーターB ルート活用サービスの接続を確立した場合にあっては、当該接続を確立した日から 2 ヶ月経過した日の翌月初日を課金開始日とみなします。

第 8 条(保証の限定)

IIJ スマートメーターB ルート活用サービスは以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に利用可能であること
- (2) 契約者が送信したデータが滅失又は毀損しないこと
- (3) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

第 9 条(当社の責任の制限)

当社は、IIJ スマートメーターB ルート活用サービスを利用して契約者が行う一切の行為に対して責任を負わないものとします。また、これら契約者の行為に係る契約者と配信の相手方その他第三者との紛争に関しては、契約者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社はこれに関与する義務を負わないものとします。

第 10 条(報告)

当社は、契約者に対し、必要に応じ合理的な範囲で、IIJ スマートメーターB ルート活用サービスの利用の状況について報告を求めることができるものとします。この場合において、契約者は、速やかに当該報告を行うものとします。

附則

平成 28 年 4 月 1 日施行

この契約約款は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

平成 29 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ スマートメーターB ルート活用サービスにおける料金 等 [第 7 条関係]

1 初期費用

品目	料金
ゲートウェイ:タイプ W	別途契約者に示す金額
ゲートウェイ:タイプ M	別途契約者に示す金額

2 月額費用

品目	料金
ゲートウェイ:タイプ W	別途契約者に示す金額
ゲートウェイ:タイプ M	別途契約者に示す金額